

(仮称)大阪依存症センター機能検討会議

## (仮称)大阪依存症センター機能とりまとめ

～「相談・医療・回復へのワンストップ支援機能」  
「普及啓発・情報発信機能」について～

令和6年12月

大阪府・大阪市

### 目次

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| はじめに                          | スライド |
| ■ (仮称)大阪依存症センター(概要)           | 1    |
| ■ (仮称)大阪依存症センター機能検討会議における検討事項 | 2    |
| ■ 主な機能の具体的内容の検討項目             |      |
| I 相談・医療・回復へのワンストップ支援機能        | 3    |
| 1 ワンストップ支援窓口機能                | 4    |
| (1)支援の対象、役割                   |      |
| (2)支援の内容                      |      |
| (3)相談者などの支援フロー                |      |
| 2 地域のコーディネート機能                | 10   |
| (1)OAC機能の向上                   |      |
| (2)府内全域での支援機能の向上              |      |
| II 普及啓発・情報発信機能                | 12   |
| 1 効果的な普及啓発・情報発信の方法等           |      |
| 2 情報収集等の場としてのあり方等             |      |
| (想定)センターの相談時間・場所等について         | 14   |
| ■ 検討会議でいただいたご意見               | 15   |
| 参考(仮称)大阪依存症センターの各計画における位置づけ   | 17   |

# はじめに

○令和4年4月策定の「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下「IR区域整備計画」という。)」及び令和5年3月策定の「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(R5年3月)」(※)に、ギャンブル等依存症の支援拠点として、「(仮称)大阪依存症センター」の整備が明記されました。

○令和5年4月に、IR区域整備計画が国に認定されたなか、同年5月に「(仮称)大阪依存症センター機能検討会議」を設置し、医療関係団体、支援団体の皆様から、依存症に悩む方が早期に適切な支援に結びつくことができるよう、主な機能のうち2つの機能にかかる具体的内容についてご意見等をいただき、今般、機能検討会議のとりまとめを行いました。

○依存症をめぐる社会環境は日々、変化しております。  
大阪府・大阪市においては、本とりまとめはもとより、今後、依存症対策推進に必要な人材養成・確保などを進めるとともに、デジタル社会の熟度やニーズの変化など多様化する最新の社会情勢を踏まえ、様々な機能の検討や開設に向けての具体化を行い、「(仮称)大阪依存症センター」をIR開業までに設置することとしております。

○引き続き、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」などに基づき、依存症対策の強化について、大阪府・大阪市ともに取り組んでいきます。

※「(仮称)大阪依存症センター」の各計画における位置づけはスライド17参照

## (仮称)大阪依存症センター(概要)

### 1. 概要

- ・ギャンブル等依存症をはじめ、アルコールや薬物などの依存症に悩まれるご本人及びそのご家族等への支援拠点
- ・大阪府内の各機関・団体等と有機的に連携し、大阪全体で依存症対策を強力に推進

### 2. 主な機能

支援拠点として、主に4つの機能を活動の柱とする。

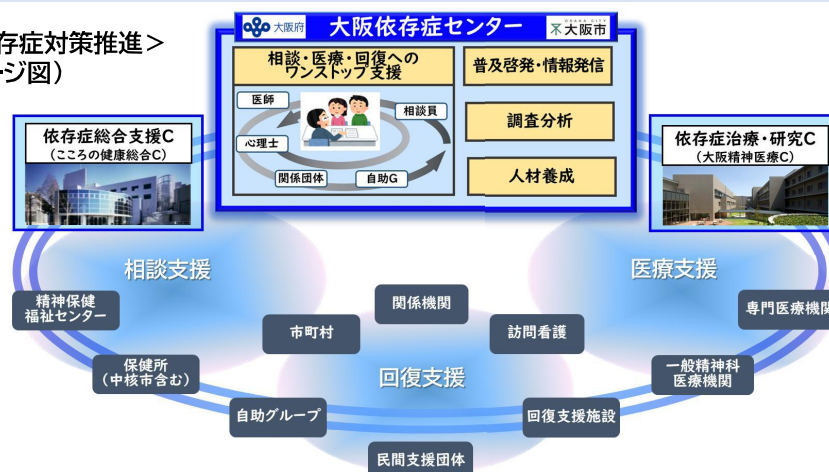
相談・医療・回復への  
ワンストップ支援

普及啓発・情報発信

調査分析

人材養成

<大阪全体の依存症対策推進>  
(イメージ図)



# (仮称)大阪依存症センター機能検討会議における検討事項

## <具体的な検討事項>

- ◆IR区域整備計画に掲げる(仮称)大阪依存症センター(以下「依存症センター」という。)の主な機能である、「①相談・医療・回復へのワンストップ支援」、「②普及啓発・情報発信」、「③調査分析」、「④人材養成」のうち、
- ◆依存症に悩む方が早期に適切な支援に結びつくことができるよう、「①相談・医療・回復へのワンストップ支援」及び「②普及啓発・情報発信」にかかる具体的内容について、有識者からご意見をいただき検討。

### Ⅰ 相談・医療・回復へのワンストップ支援機能

- 1 ワンストップ支援窓口機能（依存症センターにおける相談・医療・回復支援の支援対象、内容 等）
- 2 地域のコーディネート機能（各機関との連携体制の強化、府内全域での支援機能の向上 等）

### Ⅱ 普及啓発・情報発信機能

○普及啓発・情報発信の拠点として、広域的な広報展開

## 本会議での検討スケジュール

| 開催回   | 時期   | 議題          |
|-------|------|-------------|
| 第1回会議 | 5月末  | 検討事項(案)について |
| 第2回会議 | 12月末 | 検討事項の具体化①   |
| 第3回会議 | 6月   | 検討事項の具体化②   |
| 第4回会議 | 8月   | 検討まとめ       |

2

## 主な機能の具体的内容の検討項目

### Ⅰ 相談・医療・回復へのワンストップ支援機能

#### 1 ワンストップ支援窓口機能

##### ポイント

- 依存症に悩むご本人やご家族などが気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所において、ギャンブル等依存症をはじめ、アルコールや薬物などの依存症に対し、ワンストップ支援の窓口機能を提供。
- 多職種による相談と合わせて、医療支援として医療相談を実施するとともに、必要に応じ、ギャンブル等依存症の方を対象に、「回復プログラム」を実施。
- 法律相談や回復支援団体等による相談を提供。
- 相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、継続的な支援は、地域の医療・相談機関、各団体等へ適切なつなぎを実施。

(1)支援の対象、役割【スライド4】 (2)支援の内容【スライド5, 6】  
(3)相談者などの支援フロー【スライド7～9】

#### 2 地域のコーディネート機能

##### ポイント

- 依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を切れ目なく支援するため、事例検討会議等の開催やデータ共有等を行い、OAC(※スライド10)の機能をより向上するなど総合的な支援体制の強化・拡充を行う。
- 府内全域で、依存症支援の機能が向上するよう、診療状況や最新情勢などを共有する場の設置や自助グループ・回復支援施設等への支援、また、治療拠点機関、大学等と連携した支援プログラムの開発等を推進する。

(1) OAC機能の向上【スライド10】 (2) 府内全域での支援機能の向上【スライド11】

3

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### (1) 支援の対象、役割

#### ◆支援の対象

- ギャンブル等依存症をはじめ、アルコールや薬物などの依存症に悩まれるご本人及びそのご家族等  
(複数のアディクトを併発していることもあり、クロスアディクションの観点が必要。)
- 地域の支援者等  
(地域において重層的支援が行われようとするなか、地域の支援者が、支援対象者の依存症の課題等について相談できる場が必要)

#### ◆役割

- より多く相談者に対応するため、ワンストップ支援窓口として、「情報提供」/「多職種による相談・医療支援」/「回復支援団体への相談」/「法律相談」など、様々な支援をワンストップで提供し、一次予防(発生予防)・二次予防(進行予防)を中心に行う。  
(※回復支援・再発予防支援(三次予防)については、地域のコーディネート機能として、医療機関や回復支援団体等を支援 スライド11)
- 継続支援が必要な場合は、地域の医療・相談機関、回復支援団体等へ適切に繋ぐ。  
**以下、視点が重要。**

・小児(15歳未満)の依存症(ゲーム・ネット依存)等の問題については、教育機関や子育て支援機関との連携、児童思春期科など地域の精神科医療機関での治療継続の必要性。

・依存症に悩まれる本人や家族の生活に著しい支障が生じている場合もあることから、生活支援等を行う市町村関係機関等への正しい知識の啓発やさらなる連携が必要。



- 医療的な緊急時は、大阪精神医療センターはじめ、精神科救急医療で対応する。

4

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### (2) 支援の内容

#### ◆依存種別ごとの支援の内容等

- ・依存症の種別に関わらず、情報提供、相談支援、医療支援(医療相談)を実施。
- ・府市のギャンブル等依存症専門相談の相談者の約8割が有職者であること、また、医療機関の専門プログラムは夜間や日曜の実施は極めて少ない現状を踏まえ、(仮称)大阪依存症センターにおいて、回復プログラムの実施を検討。

| 依存種別                    | 支援の内容 |      |                                                                                          |
|-------------------------|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 情報提供  | 相談支援 | 医療支援                                                                                     |
| ギャンブル等                  | ○     | ○    | 回復プログラム(例:平日夜間・日曜午後)                                                                     |
| アルコール・薬物<br>ネット・ゲーム・その他 |       |      | 医療相談<br><br>※アルコールや薬物依存症については、<br>精神症状の他、身体症状への医療アプローチも必要で<br>あることから、専門医療機関等のプログラムを紹介する。 |

5

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### 「ギャンブル等依存症回復プログラム」の実施方法等

- ギャンブル等依存症の相談者の約8割が有職者であるなか、相談や治療の一環として実施されているプログラムを以下のとおり実施することを検討。

#### 実施時間

主に「平日昼間」に実施している、府こころの健康総合センターや専門医療機関等との役割分担の観点から、当センターでは、「(例)平日夜間・日曜午後」に実施。

#### 実施方法

経験者と新規者の交流などでより有効なプログラムを実施できる場合もあること、現状はギャンブル等依存症治療プログラムを実施する医療機関が極めて少ないことなどから、最新の状況等に基づき、継続・複数クール等での参加について検討。

#### 対象

➤ ギャンブル問題等に悩むご本人

### 家族を対象としたプログラム等の実施

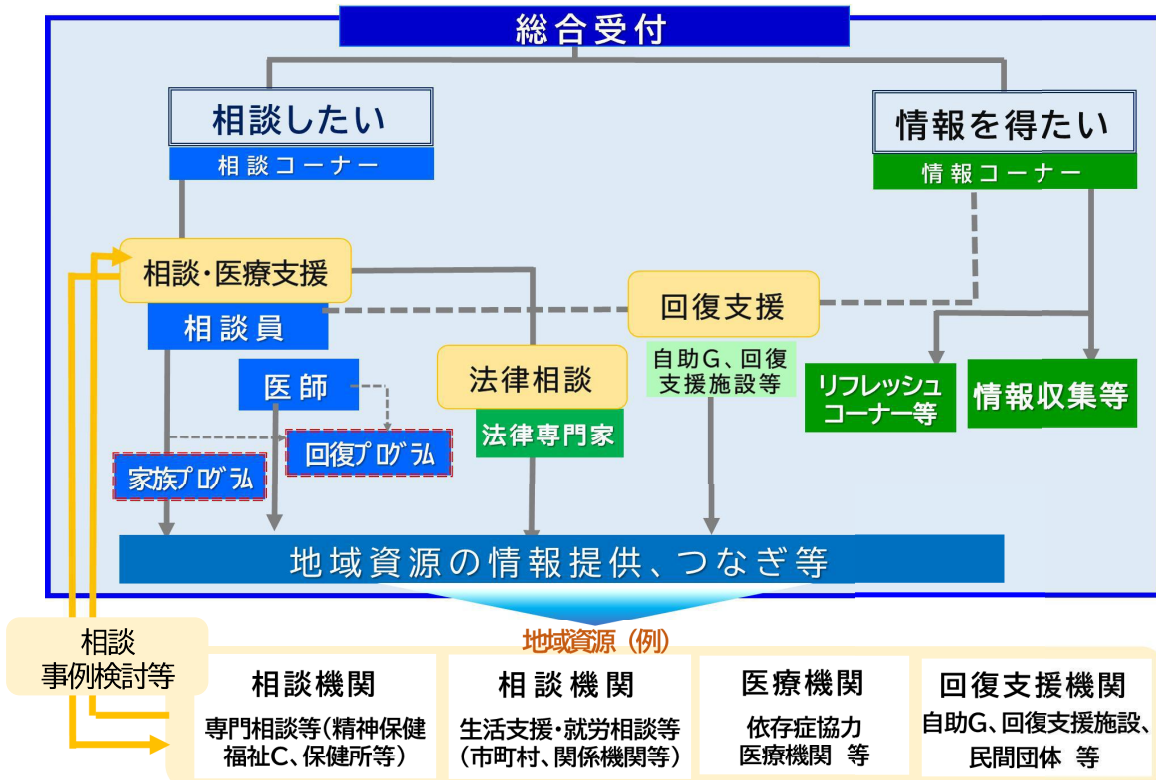
- ギャンブル等依存症の家族を対象に、「家族サポートプログラム」を実施。  
・治療や相談につなげていくこと、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とした家族心理教育プログラムの実施

相談に最初に来られるのは家族である場合が多いことを踏まえ、必要な支援について引き続き検討。

6

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### (3) 相談者(依存症問題を抱える本人、家族、支援者)の支援フロー(イメージ)



7

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### (3) 相談者(依存症問題を抱える本人・家族等)などの支援フロー

#### 相談・医療支援

##### ➤ 多職種で対応。

依存症はじめ、うつ病など併存疾患の見極めができる医師や、依存症への深い理解・問題の背景にも気づく力を有するケースワーカー、保健師、心理士等が必要。

##### ➤ 地域資源の情報提供やつなぎを実施。

依存症支援機関のほか、生活支援等を行う市町村関係機関等とより連携していくことが必要。

(イメージ)

#### 総合受付

##### <想定する業務>

- 利用案内、ご利用シート記入の呼びかけ、情報提供等

##### <必要な人材>

➤ 依存症に理解のある人材(研修受講者など)

情報提供

#### 相談・医療支援

##### <想定する業務>

- インテーク面接
- 医療相談
- 回復プログラム
- 依存症に関する情報提供(疾患・回復・支援機関について等)

##### <必要な人材>

- 相談員(ケースワーカー、心理士、保健師)
- 医師(※)、相談員(ケースワーカー、心理士、保健師)
- 医師関与のもと相談員(ケースワーカー、心理士、保健師)
- 相談員(ケースワーカー、心理士、保健師)

(※)医療支援における医師の役割:診立て、相談、ギャンブル等依存症回復プログラムへの助言 等

8

## I-1 ワンストップ支援窓口機能

### (3) 相談者(依存症問題を抱える本人・家族等)等の支援フロー

#### 法律相談

- ギャンブル等依存症などの相談にあたっては、借金や多重債務問題はじめ法的支援の必要があることから、弁護士や司法書士など専門知識を有する方と連携を行い、法律相談を提供。

(例)

- 実地もしくはオンラインで、初回相談を実施。継続相談については、適切な相談先へ繋ぐ。

※法律相談は多岐に渡るものであり、きめ細かな情報共有・理解促進について、今後、方策等を検討する。

#### 回復支援

- 依存症の回復にあたっては、自助グループや回復支援施設等の各支援団体等との協働が必要であり、相談者が、直接、団体等へ相談ができる仕組みを構築する。

(例)

- 各団体の特徴などを分かりやすくまとめた資料の作成
- 総合受付やインテーク面接等で相談者に対し適切な情報提供を実施し、相談者が希望する場合、自助グループ・回復支援施設・民間団体等(※)の支援者へオンラインで繋ぐ など。

(※) OAC(スライド10参照)加盟団体であり、直接、依存症の個別支援等を実施する団体・グループ

9

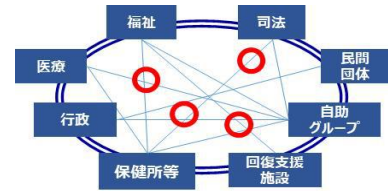
## I-2 地域のコーディネート機能

### (1)OAC機能の向上

- 現存のOAC機能をより向上し、各機関・団体等と日頃から情報交換や課題共有などを行い、総合的な支援体制の強化・拡充に向けた効果的な取組みとして、以下の方法等を検討。

(例)

- 事例検討会議等の開催
- 事例コンサルテーション  
地域によって対応力が異なるなか、地域での解決が困難な事例について、医療・相談機関、生活支援等を行う市町村関係機関、法律家、回復支援施設などの各機関が、相互理解のもと、事例検討会議等を通じ、支援方法を検討。
- 医療機関、相談機関、自助グループ・回復支援施設等とのデータ共有（最新のICT技術に基づくデータ構築等）等



#### ※大阪アディクションセンター(OAC)

・関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク。60機関・団体(令和6年7月末)が参画。

##### 構成団体

行政機関（国）、府内行政機関（精神保健福祉センター、保健所）、一般社団法人大阪府薬剤師会、医療機関、医療関係団体（一般社団法人大阪精神科病院協会、公益社団法人大阪精神科診療所協会）、福祉関係団体（一般社団法人大阪府精神保健福祉士協会、日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会関西支部）、司法関係団体（大阪弁護士会、大阪司法書士会）、回復支援施設・民間支援団体、自助グループ、その他（関西アルコール関連問題学会、大阪府臨床心理士会）

10

## I-2 地域のコーディネート機能

### (2)府内全域での支援機能の向上

- **医療機関の充実について**
  - ・依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関(国の選定基準に基づき、府・政令市が選定)はじめ、依存症の診察ができる医療機関に対し、協力医療機関としての登録呼びかけ。
  - ・診療状況などについての報告や最新情勢の情報などを共有する場を構築する。
- **回復支援の充実について**
  - ・伴走型支援等を行う自助グループ・回復支援施設（OAC加盟団体）などへ引き続き支援を行う。
- **地域の依存症支援人材の養成について**
  - ・医療機関・相談機関で得られたデータや知見を基に、治療拠点機関や大学等と連携し、支援プログラムや研修プログラムなどの開発。
  - ・地域での依存症研修等において、引き続き、本人や家族の体験談等を含め理解推進を図る。
- **市町村など生活支援関係機関等との連携について**
  - ・関係係局と連携を図り、市町村(区役所)福祉担当課等を通じ、地域の各支援者への啓発等を実施。  
(・依存症は、他疾患と比べ、本人の責任であるとの誤った認識が今もなおあること、  
・かつ生活困難などを招く場合もあることから、  
身近な地域で各種サービスを提供する支援者等に対し、依存症についての正しい知識や理解をさらに深めていく必要がある。)

11

## Ⅱ 普及啓発・情報発信機能

### ポイント

- 普及啓発・情報発信の拠点として、依存症に係るデータ・エビデンスを踏まえた戦略的広報を広域的に展開する。

### 1 効果的な普及啓発・情報発信の方法等

- 普及啓発・情報発信の拠点として依存症にかかるデータ・エビデンスを踏まえた戦略的広報を広域的に展開する。また、以下の観点を踏まえ、実施する。

(例)

- ギャンブル等、アルコール、薬物等の依存症は、本人の意志や性格とは無関係に、誰もがなりうることを幅広い層に普及。
- ギャンブル等依存症問題啓発月間等における普及啓発の実施にあたり、自助グループや回復支援施設等の支援機関との連携・協働を推進。
- 様々な広報媒体(普及動画・資材等)について、最新の知見を踏まえ、誰もが親しみやすい方法・内容で発信。
- 学校関係者や様々な方を対象としたセミナーなどの開催。
- 当センターの機能などについて、SNSの効果的な活用など、有効な媒体を見極め広域的に発信する。
- 相談・医療機関で得られたデータ等や自助グループ・回復支援施設等の知見を踏まえ、ギャンブルをこれからする人、リスクがある人、リスクが高い人など対象別にきめ細やかな情報を発信。

12

## Ⅱ 普及啓発・情報発信機能

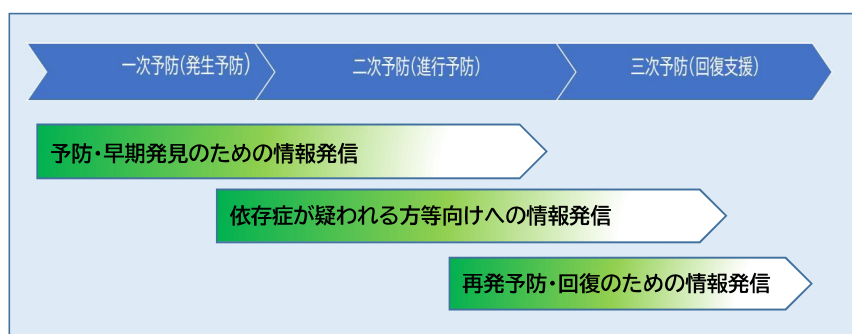
### 2 情報収集等の場としてのあり方等

- 当センターが、仕事や買い物帰り等に気軽に立ち寄ることができ、相談に至らずとも、必要な情報の収集等ができる場となるため、以下の機能・設備等を備えることを検討する。

(例)

- 情報収集や会話、軽い運動などができるリフレッシュコーナー等を設置
- 依存症に限らず、メンタルヘルスなど幅広く情報提供するための啓発物の配置

<情報発信イメージ>



13

## (想定)センターの相談時間・場所等について

### (1)相談時間(想定)

- ▶ ギャンブル等依存症の相談者の8割が有職者である(※)ことなどを踏まえ、(※)「大阪府・大阪市こころセンター相談実績報告」より  
センターでの相談時間は、**昼間[14時]～夜間[21時]まで(土日休日含む)**を想定。
- ▶ 医療相談・法律相談は、原則「予約制」とする。

また、センター開設時間外での対応を可能とするため、以下の相談等を実施(想定)。

|              |                   |   |          |
|--------------|-------------------|---|----------|
| SNS相談        | カウンセラーによるSNS上での相談 | ▶ | 夜間       |
| チャットボットによる質問 | AIによる相談先等の紹介等     | ▶ | 24時間365日 |

### (2)相談場所(想定)

#### 相談者等

- 受付コーナー
- 相談・医療・回復支援コーナー ※プライバシー保護のため仕切られた空間とする
- 法律相談コーナー(オンライン含む)
- 会議室(プログラム実施等)、研修室(セミナー等) 等

#### 一般来訪者等

- 普及啓発・情報発信コーナー
- リフレッシュコーナー
- キッズスペース(相談者・来訪者が未就学児等を連れて来所されることも想定)
- フリースペース(一般対象のセミナーなど)

14

## 検討会議でいただいたご意見

### 1. 相談・医療・回復へのワンストップ支援機能

【凡例：○…第2回会議 ●…第3回会議】

| 項目         | ご意見                                                     | 本文掲載 | 府・市の考え方                                                                        |
|------------|---------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 支援対象・範囲    | クロスアディクションの観点等から、ギャンブル等依存症のみを対象としないこと                   | 4    | □ ギャンブル等依存症をはじめ、アルコールや薬物などの依存症を対象とすることを記載                                      |
|            | ○ 支援対象の年齢制限は慎重に検討するとともに、依存症の本人以外に、本人の親や支援者も対象としてはどうか    | 4    | □ 年齢制限の記載を差し、支援対象には、依存症に悩む本人とそのご家族、地域の支援者と記載                                   |
|            | ● 府民に限らず近隣府県の人も支援対象としてはどうか                              | —    | □ 他府県住民等の相談を遮断することは困難。ただし、具体的な支援は居住の府県で行うべきもの。(居住府県の支援機関等への情報提供は行う)            |
|            | ● 依存症の背景には生きづらさや生活困窮といったものがあり、生活支援の視点も必要                | 4・10 | □ 【4頁】市町村関係機関等との連携の必要性について記載<br>□ 【10頁】手法(事例コンサルテーション等)を記載                     |
|            | ● 虐待や債務などの支援の場面で気づいた場合は、依存症センターへ相談いただくように記載してはどうか       | 4    | □ 地域の支援者が、支援対象者の依存症の課題等について相談できる場が必要であることを記載                                   |
| 支援内容       | ○ 緊急時対応は依存症センターまたは精神科救急医療体制で対応できないか                     | 4    | □ 医療的な緊急時は精神科救急医療で対応する旨を記載                                                     |
|            | ○ 一次予防も大切だが、二次・三次予防にも力をいれるべきではないか                       | 4    | □ センターの役割として、一次予防と二次予防を中心とし、三次予防は地域のコーディネート機能として治療期間や回復支援団体を支援する役割を担う旨を記載      |
|            | ● 回復支援プログラムは、初回に限定せず、本人等の状況を勘案し2回目以降も実施できるようにしてはどうか     | 6    | □ 最新状況に基づき、継続・複数クールでの参加の検討について記載                                               |
| 相談に対応する人材等 | ○ 医師の役割は診立てを行うこと。うつ病など併存疾患の見極めが必要                       | 8    | □ 求められる医師像について記載                                                               |
|            | ○ ● 法律相談は多岐に渡るため、依存症に詳しい法律専門家が日替わりで依存症センターに常駐するなどしてはどうか | 9    | □ きめ細かな情報共有等について方策を検討する旨記載。                                                    |
|            | ● オンラインで自助グループの方と顔が見える関係ができるといことは大切ではないか                | 10   | □ 自助グループや回復支援施設等との連携や繋がる仕組みについて記載                                              |
|            | ● 様々な問題を抱えた方にも対応できるよう、相談医療支援、回復支援、生活支援が連携した包括的な支援体制が必要  | 7    | □ 依存症センターは、生活支援の役割を担うのではなく、市町村が行う生活支援に繋ぐ役割を担うもの。フロー図を修正。(連携の必要性は、4、8、10、11に記載) |
|            | ● 依存症の専門職はまだ少ないため、依存症センターができるまでに、またそれ以降も専門人材の計画的育成が必要   | 11   | □ 治療拠点機関や大学等と連携した研修プログラムの開発等を記載                                                |
|            | ● 依存症に対する理解は難しく時間も要す。日々事案に対応している民間支援団体等の人材を活用してはどうか     | 11   | □ 依存症研修で行う本人や家族の体験談や研修など、民間支援団体との連携を検討                                         |

15

## 検討会議でいただいたご意見

### 1. 相談・医療・回復へのワンストップ支援機能(つづき)

【凡例：○…第2回会議 ●…第3回会議】

| 項目         | ご意見                                                                                                   | 本文掲載頁 | 府・市の考え方                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 地域のコーディネート | ○ ICTを活用し各機関でのデータ収集等を行い、府内関係機関で共有するなどのシステムを構築してはどうか                                                   | 10    | □ OAC機能向上のに向けた取組みの一例として記載                                 |
|            | ○ 支援者側への支援や地域人材の育成が必要                                                                                 | 11    | □ OAC加盟団体への支援や大学等と連携した研修プログラムの開発等について記載                   |
|            | ● 一般医療機関のソーシャルワーカーなどは、地域資源を活用し支援しているが、地域によって対応力は異なる。例えば困難事例を依存症センターに相談できないか                           | 10    | □ 事例検討会議や事例コンサルテーションなどの取組みを依存症Cが行うことを想定                   |
|            | ● 地域では、生活困窮者自立支援法のもと、様々な職種・団体が連携して生活困難に取り組んでいるが、ギャンブルについては支援者の中でも依存症に対する理解に差があり、依存症への理解を深めるための取組みが必要。 | 11    | □ 身近な地域で各種サービスを提供する支援者等に対する理解促進の必要性和市町村を通じた支援者への普及啓発として記載 |
|            | ● 回復支援団体が持つ機能を十分に発揮できるよう行政としても必要な支援を実施してほしい                                                           | —     | □ 支援施設・団体が担う活動は重要と認識しており、必要な支援については引き続き検討                 |
|            | ● 依存症センターでは、回復支援団体など、OAC加盟機関が自由に利用できる会議室のような場を設けてはどうか。(運動コーナーは不要)                                     | —     | □ 今後検討                                                    |

### 2. 普及啓発・情報発信機能

| 項目          | ご意見                                             | 本文掲載頁 | 府・市の考え方                      |
|-------------|-------------------------------------------------|-------|------------------------------|
| 普及啓発・情報発信機能 | ○ より多くの府民に知っていただけるよう積極的な情報発信が必要                 | 12    | □ 対象別のきめ細やかな広報、情報発信の実施を明記    |
|             | ○ 普及啓発は、依存症の本人や家族等を主な対象とすべき                     | —     | □ 相談者のアクセス向上に向けた方策の1つとして今後検討 |
|             | ● 子どものいる方が安心して相談やプログラムに参加しやすいよう、保育環境を整える等してはどうか | —     | □ 相談者のアクセス向上に向けた方策の1つとして今後検討 |

### 3. その他

| 項目            | ご意見                                              | 本文掲載頁 | 府・市の考え方                      |
|---------------|--------------------------------------------------|-------|------------------------------|
| センターの相談時間・場所等 | ● 来所相談はハードルが高い。フリーダイヤルのような形で匿名で電話相談できる窓口を設けてはどうか | —     | □ 相談者のアクセス向上に向けた方策の1つとして今後検討 |

16

## 参考 (仮称)大阪依存症センターの各計画における位置づけ

### 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(要約)

- ◆ 今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、**交通至便な場所にワンストップ支援拠点**(「(仮称)大阪依存症センター」)を設置する等、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。
- ◆ 「(仮称)大阪依存症センター」においては、医師、相談員、心理士など多職種による相談と合わせて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供することで、相談者の抱える様々な問題の整理と支援の方向性を検討し、必要に応じて身近な地域のサービスにつなぐとともに、**依存症対策の普及啓発、調査・分析、人材養成等の機能**を果たすことをめざす。

### 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画

基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の推進  
重点施策⑦ 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

#### 【具体的取組み】

##### ■「(仮称)大阪依存症センター」の整備

- ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する支援の拠点として、新たに「(仮称)大阪依存症センター」を整備する。
- 整備にあたっては、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等と連携し必要な支援を行えるよう、「(仮称)大阪依存症センター」の機能等に関する検討を進める。

17